

令和 3 年 6 月 2 2 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会 常任理事

宮川 政昭

(公印省略)

傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体等の公表について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）薬務主管課宛に、標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

前回の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」では「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」が新設され、都道府県知事による認定基準が示されているところです。（令和 3 年 2 月 5 日付（地 508）をもって貴会宛てにご案内済み。）

そのうち、「専門医療機関連携薬局」の基準については、「専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること」があり、その専門性の認定については、傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体として厚生労働省に届出を行い、受理された団体が行うこととされています。

今般の通知は、厚生労働省が届出を受理した団体の当該団体名及び当該団体が認定する専門性の名称を公表するものであり、具体的には、日本医療薬学会の認定する「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」及び日本臨床腫瘍薬学会の認定する「外来がん治療専門薬剤師」であります。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただき、貴会管下郡市区医師会への周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年6月14日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体等の公表について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部(局)薬務主管課宛てに事務連絡を発出しましたので、その内容について御了知の上、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年6月14日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体等の公表について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の3第1項に規定する専門医療機関連携薬局については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第5号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第10条の3において、その基準等が規定されています。

また、同条第6項に規定する傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体の取扱いについては、「傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体の取扱いについて」（令和3年1月29日付け薬生発0129第7号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において示しているところです。

今般、同項の規定に基づく届出が行われたため、届出を受理した団体の当該団体名及び当該団体が認定する専門性の名称を別紙のとおり公表いたします。貴課におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

(別紙)

【傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体】

○傷病の区分：がん

団体名	専門性の名称	届出受理年月日
一般社団法人 日本医療薬学会	地域薬学ケア専門薬剤師（がん）	令和3年6月9日
一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会	外来がん治療専門薬剤師	令和3年6月9日